

～岩出市からのご案内～

2024年10月から

児童手当の制度が変わります！

1. 制度改正の主なポイント

① 高校生世代まで支給期間が延長されます

改正前	【改正後】
15歳年度末 (中学校卒業月)まで	18歳年度末 (高校卒業月)まで

② 収入に関係なく、支給されます

改正前	【改正後】
所得制限あり	所得制限なし

③ 3人目以降のお子さんの支給額が増えます

改正前	【改正後】
高校生世代のお子さんから年齢順に1人目、2人目と数え、小学生以下のお子さんが3人目以降となる場合に多子加算が適用	大学生世代のお子さんから年齢順に1人目、2人目と数え、高校生以下のお子さんが3人目以降となる場合に多子加算が適用
3人目以降、1人につき月額15,000円	3人目以降、1人につき月額30,000円

④ 支給月が変わります

改正前	【改正後】
年3回支給 6, 10, 2月 4か月分ずつ支給	年6回支給 4, 6, 8, 10, 12, 2月 2か月分ずつ支給

支払日は今までどおり、
支払月の13日です。

2. 制度改正後(2024年10月分から)の支給額

	3歳未満	3歳以上18歳年度末まで
第1子・第2子	1人につき月額15,000円	1人につき月額10,000円
第3子以降	1人につき月額30,000円	

大学生世代のお子さんから年齢順に1人目、2人目と数え、高校生以下のお子さんが3人目以降となる場合、
月額30,000円となります。

3. 対象となる方へのお知らせ

下記にあてはまる方は、申請が必要となります。

- ◎所得制限により、児童手当を受給していない人
- ◎現在、児童手当を受給しておらず、高校生年代の子どもを養育している人
→平成18年4月2日から平成21年4月1日生まれの子ども
- ◎18歳年度末以降22歳年度末までの子どもを含め、3人以上養育している人
→平成14年4月2日から平成18年4月1日生まれの子ども
- ◎現在、児童手当を受給しており、市外に住所を有する高校生年代の子どもを養育している人

【お問い合わせ】

岩出市 生活福祉部 子ども家庭課 児童手当担当

TEL: 0736-67-6324

裏面もあります 

児童手当制度改正 手続き要否確認フロー

現在、岩出市から**児童手当**（特例給付）を受給していますか？

はい

高校生年代のお子さんがいますか

いいえ

お子さんを養育する父母等のうち、
所得の高い方の職業は**公務員**ですか

はい

はい

いいえ

高校生年代のお子さんは受給者と
同一世帯にいますか

勤務先にお問い合わせください

所得の高い方の住民登録地
は、**岩出市**ですか

はい

いいえ

18歳年度末の翌日から22歳年度末までの子
(H14. 4. 2日生～H18. 4. 1日生)を含み、お子さん
を**3人以上**養育されていますか

いいえ

所得の高い方の住民登録地
でお問い合わせください

はい

〔監護相当・生計費
の負担についての確認書〕を提出してくだ
さい。

いいえ

はい

手続き不要

18歳年度末の翌日から22歳年度
末までの子(H14. 4. 2日生～
H18. 4. 1日生)を含み、お子さん
を**3人以上**養育されていますか

いいえ

18歳年度末の翌日から22歳年度末までの子
(H14. 4. 2日生～H18. 4. 1生)を含み、お子さんを
3人以上養育されていますか

はい

いいえ

〔額改定認定請求書〕〔別居監護
申立書〕を提出し
てください。
※その他、追加で書
類の提出を求める場
合があります。

〔額改定認定請求書〕〔別居監護申立書〕および〔監護相当・生計費の負担についての確認書〕を提出してください。
※その他、追加で書類の提出を求める場合があります。

〔認定請求書〕
および〔監護相当・生計費の負担についての確認書〕を提出してください。
※その他、追加で書類の提出を求める場合があります。

〔認定請求書〕
を提出してください。